

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定に基づき、市町村営那珂川沿岸地区土地改良事業（基幹水利施設管理）の計画を定めたので、同法第96条の2第7項で準用する同法第87条第5項の規定に基づき、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第96条の2第7項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の翌日から起算して15日以内に常陸大宮市長に審査請求することができる。

また、同法第96条の2第7項で準用する同法第87条第8項の規定による決定に不服がある者は、同法第96条の2第7項で準用する同法第87条第10項の規定に基づき、常陸大宮市長を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和 8 年10月 7 日

常陸大宮市長 鈴木 定 幸

1 縦覧に供する書類

市町村営那珂川沿岸地区土地改良事業計画書（基幹水利施設管理）の写し

2 縦覧期間

令和8年10月7日 から 令和8年10月26日まで

3 縦覧場所

常陸大宮市役所産業観光部農林振興課（住所：常陸大宮市中富町3135-6）